

都市計画マスタープラン・立地適正化計画改定業務委託 質問回答表

R5.2.17現在

| No | 受付日 | 質問資料 | 質問頁 | 質問事項 | 回答 |
|----|---------|----------|------|--|--|
| 1 | R5.2.8 | 特記仕様書（案） | 7頁 | 第20条(成果品)について、(1)から(4)の提出部数は何部を想定されていますでしょうか。 | (1)及び(2)の業務報告書は各1部、(3)及び(4)の計画書は本編、概要版ともに100部を想定しております。 |
| 2 | R5.2.10 | 〃 | 5、6頁 | 第18条5. 及び第19条3. の都市計画審議会の運営支援について、都市計画審議会の例年の開催時期をご教示いただけないでしょうか。 | 都市計画審議会は、特定の開催時期を定めておりませんので、本業務に関する開催につきましても、業務の進捗に合わせての開催となります。 |
| 3 | 〃 | 〃 | 5、6頁 | 第18条4. 及び第19条2. の委員会の運営支援、第18条5. 及び第19条3. の都市計画審議会の運営支援並びに第18条6. 及び第19条4. の庁内検討会議の運営支援について、当日の資料作成とありますが、資料の印刷も含まれるのでしょうか。 | 資料の印刷は含まれておりません。 |
| 4 | 〃 | 〃 | 5、6頁 | 第18条4. 及び第19条2. の委員会の運営支援について、委員会には学識経験者が参加されると思いますが、謝金は発注者からの支払いということでしょうか。 また、会場費などの費用が発生する施設の利用は想定されるでしょうか。なお、その場合の支払いは発注者からでしょうか。 | 委員会の委員に支給する報酬及び旅費は、発注者が支払います。 また、会場費が発生する施設の利用は想定しておりません。 |
| 5 | 〃 | 〃 | 7頁 | 第20条(成果品)について、(3)都市計画マスタープラン計画書（本編及び概要版）及び(4)立地適正化計画計画書（防災指針含む）（本編及び概要版）は、どのような製本様式・部数を想定されているのでしょうか。 | 製本部数については、No.1のとおりです。 また、製本様式については、立地適正化計画計画書本編は無線綴じ、都市計画マスタープラン計画書本編、同概要版及び立地適正化計画計画書概要版は中綴じ（針金製本）を想定しております。 |

都市計画マスタープラン・立地適正化計画改定業務委託 質問回答表

R5.2.17現在

| No | 受付日 | 質問資料 | 質問頁 | 質問事項 | 回答 |
|----|---------|----------|-----|---|--|
| 6 | R5.2.10 | 特記仕様書（案） | 7頁 | <p>第20条(成果品)について、(1)から(4)は一式となっておりますが、印刷物の場合、想定されている数量をご教示ください。</p> <p>また、印刷原稿である場合、印刷したものは別途必要でしょうか。</p> | No.1のとおりです。 |
| 7 | 〃 | 実施要項 | 6頁 | <p>9 企画提案書等の審査について、審査評価委員会の委員構成と人数をご教示いただけないでしょうか。</p> | <p>審査評価委員会の委員は、本業務の内容に関係する部署の職員5名にて構成されております。</p> |
| 8 | 〃 | その他 | － | <p>都市計画マスタープラン及び立地適正化計画について、現行計画書の図表のデータ形式をご教示いただけないでしょうか。</p> | <p>現行計画書の原稿データはWordファイルとなっており、挿入されている図表データはPNGとなります。</p> |
| | | | | 以下余白 | |
| | | | | | |